

## 第 1 部



## 総則



# 第1部 総則

## 第1章 地域防災計画（震災編）の概要

### 第1 計画の目的

この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、板橋区防災会議が策定する計画であって、関係防災機関が、その有する全ての機能を有効に発揮して、板橋区の地域における災害に係る予防対策、応急対策及び復旧対策を実施することにより、板橋区の地域並びに区民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

#### ■参照（別冊「資料編」）

- 資料震 1.1.1 板橋区防災会議条例
- 資料震 1.1.2 防災会議委員名簿

### 第2 計画の性格

- この計画は、板橋区の地域に係る防災に関し、区の処理すべき事務、又は業務を中心として、都及び指定地方行政機関、指定公共機関（以下「防災関係機関」という）等が処理する事務、又は業務を包含する総合的かつ基本的な計画である。
- この計画は、板橋区防災基本条例、防災会議条例等の防災に関する条例に適合した基本計画である。
- この計画は、区及び都、関係防災機関等の責任を明確にするとともに、事務、又は業務の一貫性を図る能動的な計画である。
- この計画は、災害救助法に基づき都知事が実施する災害救助事務のうち、同法第13条の規定に基づき都知事から区長に委任された場合の計画、又は都知事が実施する救助事務に協力する場合の計画及び同法適用前の救助業務に関する計画並びに水防法に基づき区が定める水防に関する概括的な計画等防災に関する各種計画を包含する総合的計画である。
- この計画は、災害に対処するための恒久的な計画である。

#### ■参照（別冊「資料編」）

- 資料震 1.1.3 板橋区防災基本条例

※本計画では、防災機関とは国や都、行政機関とし、防災関係機関とは公共機関等とする。そのため、関係防災機関とはそれらを総称して呼ぶこととする。

第3 計画の前提

- この計画は、第2章第2節に掲げる「被害想定」、東日本大震災や平成28年熊本地震などの最近の大規模地震などから得た教訓、近年の社会経済情勢の変化、各種防災計画の修正及び区民・区議会などの提言を可能な限り反映し策定した。
- 防災対策については、被災者の視点に立って対策を推進することが重要であり、とりわけ、女性や高齢者、障がい者、子ども、外国人等に対しては、きめ細かい配慮が必要である。東日本大震災において、女性や高齢者、障がい者等の視点を踏まえた対応が必ずしも十分ではなかったとの指摘があったことを踏まえ、国においても数次にわたり防災基本計画の見直しや災害対策基本法の改正が行われてきており、区としてもこうした動向を踏まえて、計画を修正していくものとする。
- 災害対策基本法の改正趣旨等を踏まえて、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性や高齢者等の参画を拡大し、男女共同参画その他の人権や配慮すべき多様な視点に立った防災対策を推進していく。
- 災害は、地震、暴風、竜巻、豪雨、地滑り、洪水、崖崩れ、土石流、降雪、火山噴火等の極めて多様な自然災害によるものと、大規模な火災又は爆発、事故等の事故災害によるものとに分けることができる。この計画では、第1部第2章第2節で想定する震災に対処できる態勢の樹立を図るとともに、全ての自然災害に対処し得るものとすることを目標とする（風水害については震災の計画を準用しつつ別途編成する）。

第4 計画の構成

- この計画には、区、都、関係防災機関、事業者及び区民が行うべき震災対策を、項目ごとに予防、応急、復旧の各段階に応じて具体的に記載している。
- 板橋区地域防災計画は、震災編（東海・南海トラフ地震編）、風水害編及び各編に付属する資料編により構成されるものとする。
- 計画の構成と主な内容は、次のとおりである。

構 成	主 な 内 容
震災編	
第1部 総則	○ 首都直下地震等の被害想定、減災目標 等
第2部 施策ごとの具体的計画 (予防・応急・復旧計画)	○ 区及び防災機関等が行う予防対策、区民及び事業者等が行うべき措置 ○ 地震発生後に区及び防災機関等がとるべき応急・復旧対策、災害救助法の適用 等
第3部 災害復興計画	○ 被災者の生活再建や都市復興を図るための対策 等
第4部 東海地震・南海トラフ地震編	○ 災害予防対策、警戒宣言時の応急活動体制 等
風水害編	○ 区及び防災機関等が行う予防対策、区民及び事業者等が行うべき措置

- 風水害発生後に区及び防災機関等がとるべき  
応急・復旧対策、災害救助法の適用 等

※ 風水害編、資料編は別冊である。

## 第5 計画の修正

この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正する。したがって、各機関は、関係のある事項について、毎年板橋区防災会議が指定する期日（緊急を要するものについては、その都度）までに計画修正案を板橋区防災会議に提出するものとする。

なお、災害対策基本法第42条の2に基づく地区防災計画について、防災会議において審議を行い位置付けを行うものとする。（参照：第2部第2章第5節「地区防災計画の地域防災計画への位置付け」P75）

## 第6 他の法令に基づく計画との関係

この計画は、総合的かつ基本的な性格を有するものであるから、指定行政機関等が作成する防災業務計画、東京都地域防災計画等に抵触するものであってはならない。

また、東京都板橋区防災基本条例第3条の規定に基づき、同条例第2条に掲げる基本理念をこの計画に反映しなければならない。

## 第7 計画の習熟

区及び各関係防災機関は、この計画に定める責務を十分に果たすため、平素から研究、訓練その他の方法により、この計画の習熟に努めるものとする。

## 第2章 板橋の現状と被害想定

### 第1節 板橋の概況

#### 第1 地勢の概要

##### 1 位置

当区は、東京23区の北西部に位置し、おおむね東経139度40分から同44分まで、北緯35度45分から同48分までの間にある。

##### 2 地形

平均海拔30m前後の武蔵野台地と荒川の沖積低地で形成されている。

当区の地形は、おおむね北東部が低地、南西部が高台となっている。最も高い地点は、徳丸変電所付近（35.5m）で最低は新河岸川と荒川にはさまれた地点（2m）となっている。

また、最長部は板橋一丁目と成増五丁目の埼玉県境を結ぶ部分の9,500m、最短部は東武東上線東武練馬駅付近を南北に結ぶ部分の3,500mで南東から北西に長い地形である。

##### 3 地質

板橋区の地質は、大別して武蔵野台地と荒川低地を成層する2種類に分かれる。武蔵野台地は、その基盤を第三紀末期（鮮新世）の泥質ないしは砂質の固結度の低い泥岩、砂を主とする三浦層群（東京層）からなり、それを不整合に覆う武蔵野砂礫層（成田層山手砂礫層などと呼ばれる。）や関東ローム層などの第四紀洪積層が累堆している。

また、荒川低地は、河川の氾濫や雨水の浸触などにより、シルト質ないし砂質粘土、又は粘土ないしシルト質砂と砂礫が堆積した沖積層で形成されている。

## 第2 面積及び人口

「板橋区の統計 平成30年版」より

## 1 面積と人口

(平成31年1月1日現在)

事項	内容
面積	32.22 km <sup>2</sup>
人口	566,890 人
男	278,662 人
女	288,228 人
世帯数	309,133 世帯
人口密度	17,594 人/km <sup>2</sup>

■参照（別冊「資料編」）  
資料震 1.2.1 板橋区の人口

## 2 昼夜間人口

（「平成27年国勢調査」平成27年10月1日現在）

事項	内容	備考
夜間人口	561,916	
昼間人口	508,099	
昼間人口指数	90.4	夜間人口=100
流入人口	97,910	
流出人口	151,726	
流入超過人口	△53,816	△は流出超過を示す

■参照（別冊「資料編」）  
資料震 1.2.2 鉄道駅別乗車人員

第1部

第2部  
第1章第2部  
第2章第2部  
第3章第2部  
第4章第2部  
第5章第2部  
第6章第2部  
第7章第2部  
第8章第2部  
第9章第2部  
第10章第2部  
第11章第2部  
第12章第2部  
第13章

第3部

第4部

第3 産業及び生活環境（板橋区の統計 平成30年版）

1 産業別の概要

区分		内容	備考
商業	商店数	2,902 戸	(平成 28 年 6 月 1 日現在)
	従業者数	29,697 人	
工業	事業所数	612 事業所	「平成 29 年 東京の工業」(平成 29 年 6 月 1 日現在) (※ 「東京の工業」の調査対象は、従業員 4 人以上の事業所。)
	従業者数	14,850 人	
農業	農家戸数	143 戸	平成 29 年 8 月 1 日現在
	農業人口	241 人	
	耕地面積	2,046 a	

■参照（別冊「資料編」）  
資料震 1.2.3 板橋区の産業

2 土地利用状況

(平成 29 年 1 月 1 日現在)

区分	面積 (単位 : ha)
宅地	1,803.89
商業地区	15.82
工業地区	131.96
住宅地区	1,656.08
その他	0.03
田	0
畑	17.04
山林	2.52
原野	0
雑種地	25.27
免税点未満	0.75
計	1,849.47

■参照（別冊「資料編」）  
資料震 1.2.4 板橋区の土地利用



3 上下水道

(平成30年4月1日現在)

区分	内容		所管
上水道	給水人口	575,432 人	区土木部 都水道局 都下水道局
	普及率	100.0 %	
下水道	普及人口	536,599 人	
	普及率	100.0 %	

4 道路

(平成30年4月1日現在)

区分	延長 (m)	面積 (m <sup>2</sup> )	所管
国道	17,202	598,326	国土交通省 都建設局 首都高速道路(株)
都道	27,229	736,681	
自動車専用道	12,631	271,439	
区道	683,197	4,237,466	区土木部
計	740,259	5,843,912	

5 公園

(令和2年4月1日現在)

区分	公園数 (か所)	面積 (m <sup>2</sup> )	所管
都立公園	4	462,479.86	都建設局 区土木部
区立公園	219	1,345,293.31	
区立児童遊園	125	76,437.24	
計	348	1,884,210.41	
公園率	人口1人当たり 3.29m <sup>2</sup>		

6 医療施設

(令和元年6月1日現在)

種別	病院数	病床数
一般病院	40	9,753
一般診療所	384	82
歯科診療所	351	—

第1部

第2部  
第1章

第2部  
第2章

第2部  
第3章

第2部  
第4章

第2部  
第5章

第2部  
第6章

第2部  
第7章

第2部  
第8章

第2部  
第9章

第2部  
第10章

第2部  
第11章

第2部  
第12章

第2部  
第13章

第3部

第4部

第2節 被害想定

- 大地震が発生した際の被害状況をあらかじめ想定しておくことは、災害予防、応急及び復旧対策の計画を策定していく上で、一定の基準となる。
- 想定される地震による被害として、東京湾北部を震源とする直下地震、元禄型関東地震（関東大震災の再来を想定した海溝型地震）、多摩直下地震、立川断層帯を想定した地震による被害想定を考慮し、このうち、相対的に板橋区への影響が最も大きい「東京湾北部を震源とする直下地震」による被害想定を板橋区における被害想定の基本前提として位置づけることとする。
- ここに掲げる被害想定は、過去の地震に伴う板橋区における対応・検討、及び、東京都において検討・公表されてきた以下の調査研究・想定を参考に、平成 24 年 4 月に東京都が発表した「首都直下地震等による東京の被害想定」のうち、東京湾北部地震（冬の夕方 18 時、風速 8 m/秒）に示された板橋区における被害想定である。
  - (1) 東京都防災会議は、平成 3 年には関東地震の再来を想定した被害想定を、また、平成 9 年には、阪神・淡路大震災（平成 7 年）を踏まえ、直下地震による被害想定を公表してきた。
  - (2) 東京の都市構造が大きく変化したことや国が初めて首都直下地震の被害想定を平成 17 年 2 月に公表したことなどから、平成 18 年 5 月、「首都直下地震による東京の被害想定」を東京都防災会議で決定した。
  - (3) 平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震では、震源から遠く離れた東京においても、液状化や大量の帰宅困難者の発生といった被害が生じた。このため、客観的なデータや最新の科学的知見に基づき被害想定の見直しを行い、平成 24 年 4 月、「首都直下地震等による東京の被害想定」を東京都防災会議で決定した。
- 東京湾北部を震源とする直下地震の被害想定では、発災の想定時刻により被害が異なり、また、元禄型関東地震の被害想定項目のうち一部の被害想定は、東京湾北部を震源とする直下地震の被害想定を超えるものもある。東京湾北部を震源とする直下地震による被害想定（冬の夕方 18 時、風速 8 m/秒）を基本にして、その対応を想定内として考慮していく必要がある。
- 板橋区における被害想定を考える上で、「想定する被害（数値）を定めることができない地震」を、「東京湾北部を震源とする直下地震による被害想定を超える地震」として想定し、関係機関と調整し、区民の生命を守ることを第一に、より安全な対策を目指して臨機に対応していく必要がある。
- 国の首都直下地震対策検討WGが平成 25 年 12 月に都心南部直下地震等の被害想定を公表したが、東京都が公表している被害想定と同様であること等から、都心南部直下地震等の被害想定は参考として活用することとする。

第1 前提条件

1 考慮する想定地震

項目	内容			
種類	東京湾北部地震	多摩直下地震 (プレート境界多摩地震)	元禄型関東地震	立川断層帯地震
震源	東京湾北部	東京都多摩地域	神奈川県西部	東京都多摩地域
規模	マグニチュード(以下この章において「M」という。)7.3		M8.2	M7.4
震源の深さ	約20kmから35km		約0km~30km	約2km~20km

2 気象条件等

季節・時刻・風速	想定される被害
冬の朝5時  風速 4m/秒 8m/秒	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 兵庫県南部地震と同じ発生時間</li> <li>○ 多くの人々が自宅で就寝中に被災するため、家屋倒壊による圧死者が発生する危険性が高い。</li> <li>○ オフィスや繁華街の屋内外滞留者や、鉄道・道路利用者は少ない。</li> </ul>
冬の昼12時  風速 4m/秒 8m/秒	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ オフィス、繁華街、店舗、映画館、テーマパーク等に多数の滞留者が集中しており、店舗等の倒壊、落下物等による被害拡大の危険性が高い。</li> <li>○ 住宅内滞留者数は、1日の中では最も少なく、老朽木造家屋の倒壊による死者数は朝5時と比較して少ない。</li> <li>○ 鉄道、道路が長時間にわたり支障がある場合は、交通機能支障による影響が発生・継続する危険性がある。</li> </ul>
冬の夕方18時  風速 4m/秒 8m/秒	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 火気器具利用が最も多いと考えられる時間帯で、これらを原因とする出火数が最も多くなるケース</li> <li>○ オフィスや繁華街周辺、ターミナル駅では、帰宅、飲食のため多数の人が滞留する危険性が高い。</li> <li>○ ビル倒壊や落下物等により被災する危険性が高い。</li> <li>○ 鉄道、道路もほぼラッシュ時に近い状況で人的被害や交通機能支障による影響拡大の危険性が高い。</li> </ul>

第1部
第2部 第1章
第2部 第2章
第2部 第3章
第2部 第4章
第2部 第5章
第2部 第6章
第2部 第7章
第2部 第8章
第2部 第9章
第2部 第10章
第2部 第11章
第2部 第12章
第2部 第13章
第3部
第4部

第2 想定結果の概要（首都直下地震等による東京の被害想定より）

1 傾向

- 東京都では、最大震度7の地域が出るとともに、震度6強の地域が広範囲に発生する。板橋区では、震度6弱の地域が広範囲に発生し、区北部の一部で震度6強となる。
- 建物被害は、区部の木造住宅密集地域を中心に発生する。
- 死亡は揺れを原因とするものが多く、負傷は建物倒壊及び火災を原因とするものが多い。
- 道路や鉄道の橋梁などの被害は、区部の震度6強以上のエリア内で発生する。ほとんどの鉄道は一時運行停止し、また、緊急輸送道路の渋滞も発生する。
- ライフラインの被害は、区部東部に被害が多く、板橋区では、区部東部と比較して被害が少ない。
- 避難者は、1日後にピークを迎える。
- 鉄道等の運行停止により、大量の帰宅困難者が発生するとともに、ターミナル駅に乘客等が集中し、混乱する。
- エレベーターの閉じ込めが発生する。
- 区湾岸部や河川周辺部では液状化危険度が高い傾向がある。区内北部を中心とした地域においても、液状化危険度が「やや高い」・「低い（可能性がある）」とされる地域があり、液状化現象を理由と思われる建物の倒壊が発生する。

■参照（別冊「資料編」）

資料震 1.2.5 東京都地震に関する地域危険度測定調査のうち、板橋区部分

■参照（別冊「資料編」）

資料震 1.2.6 首都直下地震による東京の被害想定のうち、液状化危険度の分布

2 地震動（地震のゆれ）（都全体）

区分		5弱以下	5強	6弱	6強	7
東京湾北部地震	M7.3	32.8%	13.7%	29.0%	24.4%	0.1%
多摩直下地震		17.2%	12.7%	44.6%	25.5%	0.0%
元禄型関東地震	M8.2	18.8%	13.0%	48.3%	19.8%	0.1%
立川断層帯地震	M7.4	28.9%	34.7%	17.5%	17.6%	1.3%

3 橋梁・橋脚被害（カッコ内は大被害）（都全体）

区分		高速道路	一般国道	都道	区市町村道	鉄道
東京湾北部地震	M7.3	10.2% (0.0%)	9.1%	3.0%	0.7%	1.9%
多摩直下地震		3.2% (0.0%)	4.1%	1.4%	0.5%	0.8%
元禄型関東地震	M8.2	5.1% (0.0%)	6.2%	1.8%	0.6%	1.0%
立川断層帯地震	M7.4	1.3% (0.0%)	2.7%	0.7%	0.4%	0.3%

4 総括表（板橋区）

条件	規模	東京湾北部地震									
	時期及び時刻	冬の朝5時		冬の昼12時		冬の夕方18時					
	風速	4 m/秒	8 m/秒	4 m/秒	8 m/秒	4 m/秒	8 m/秒	4 m/秒	8 m/秒		
人的被害	死者	113	113	64	65	80	81	人	人	人	人
	ゆれによる建物全壊	98	98	50	50	59	59	人	人	人	人
	急傾斜地崩壊による建物全壊	4	4	3	3	3	3	人	人	人	人
	地震火災	7	7	8	8	14	15	人	人	人	人
	ブロック塀	4	4	4	4	4	4	人	人	人	人
	屋内落下物	0	0	0	0	0	0	人	人	人	人
	屋内収容物（参考値）	8	8	5	5	5	5	人	人	人	人
	負傷者	4,084	4,084	2,373	2,374	2,654	2,657	人	人	人	人
	うち重傷者	309	309	206	206	225	226	人	人	人	人
	ゆれによる建物全壊	3,912	3,912	2,201	2,201	2,467	2,467	人	人	人	人
	急傾斜地崩壊による建物全壊	5	5	3	3	3	3	人	人	人	人
	地震火災	12	12	13	14	29	32	人	人	人	人
	ブロック塀	148	148	148	148	148	148	人	人	人	人
	屋内落下物	7	7	7	7	7	7	人	人	人	人
	屋内収容物（参考値）	169	169	116	116	112	112	人	人	人	人
物的被害	建物被害	1,909	1,922	2,041	2,061	2,368	2,403	棟	棟	棟	棟
	ゆれ液状化などによる建物全壊	1,656	1,656	1,656	1,656	1,656	1,656	棟	棟	棟	棟
	地震火災による焼失	257	270	392	412	724	760	棟	棟	棟	棟
ライフライン被害	停電率	4.9	4.9	5.0	5.0	5.3	5.3	%	%	%	%
	固定電話不通率	0.4	0.4	0.6	0.6	0.9	0.9	%	%	%	%
	上水道断水率	18.4 %									
	下水道管きよ被害率	23.4 %									
	低圧ガス供給支障率	ブロック内全域で SI値が60kine超のケース					ブロック内全域1/3で SI値が60kine超のケース				
	0.0 %					30.0 %					
その他	避難者	69,145	69,216	69,865	69,971	71,641	71,832	人	人	人	人
	滞留者数	-	-	377,648	377,648	377,648	377,648	人	人	人	人
	徒歩帰宅困難者数	-	-	104,123	104,123	104,123	104,123	人	人	人	人
	災害時要援護者死者	55	56	44	44	56	56	人	人	人	人
	自力脱出困難者	956	956	556	556	612	612	人	人	人	人

※1 小数点以下の四捨五入により合計は合わないことがある。

※2 ゆれ液状化等による建物全壊と地震火災の重複を除去しているため、原因別の被害の合算値とは一致しない。

第1部  
第2部  
第1章  
第2章  
第3章  
第4章  
第5章  
第6章  
第7章  
第8章  
第9章  
第10章  
第11章  
第12章  
第13章  
第3部  
第4部

## 第3章 令和2年度修正の概要等

### 第1節 計画の特徴

- 想定外の巨大地震等により、未曾有の大災害となった東日本大震災を契機にこれまでの防災対策の在り方が問われており、各防災機関等において様々な対策が進められてきた。法や計画では、災害対策基本法の改正、防災基本計画の修正のほか、水防法の改正、首都直下地震対策特別措置法（東京都の全区市町村が緊急対策区域に指定）や南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法の制定等が行われた。

■参照（別冊「資料編」）  
資料震 1.3.1 首都直下地震緊急対策区域

- 都の対応
  - ・ 都は、平成 23 年 9 月に「東日本大震災における東京都の対応と教訓」をまとめ、東日本大震災の被害の状況と、半年間の東京都の対応等を振り返り、そこから得られた様々な教訓を明らかにした。
  - ・ その教訓を踏まえつつ、科学的知見を有する専門家や区市町村の意見等を踏まえて、都では、平成 23 年 11 月に「東京都防災対応指針」を策定した。当該指針では、東京の防災対策の方向性と具体的な取組を示し、対策を着実に進め、日本の頭脳・心臓である首都東京の防災力を高度化していくこととした。
  - ・ 当該指針の策定と並行して、客観的なデータや最新の科学的知見に基づき、被害想定の見直しを行い、平成 24 年 4 月に、東京都防災会議において、「首都直下地震等による東京の被害想定」が決定された。
  - ・ 平成 24 年 8 月に内閣府が公表した「南海トラフの巨大地震による津波高・浸水域等（第二次報告）及び被害想定（第一次報告）」を受け、平成 25 年 5 月に「南海トラフ巨大地震等による東京の被害想定」を公表し、島しょ部及び沿岸部の津波高や、東京都の震度等について検証した。
  - ・ 東日本大震災における教訓や当該指針、新たな被害想定で明らかになった東京の防災上の課題を踏まえて、平成 24 年 11 月に東京都地域防災計画（震災編）が修正された。
  - ・ 平成 26 年 4 月に初動 72 時間の東京都の行動をまとめた「首都直下地震等対処要領」を策定した。
  - ・ 平成 26 年 7 月に東京都地域防災計画（風水害編）及び（震災編第 4 部 東海地震・南海トラフ地震対策部分）が修正された。
  - ・ 平成 28 年熊本地震等、前回修正以降発生した地震災害の教訓や、女性視点の防災対策の推進、増加する訪都外国人への対応、防災まちづくりや ICT 等新技術の進展など、震災対策を取り巻く最新動向を踏まえた取組を反映し、震災対策の実効性を更に向上させる観点から、令和元年 8 月に東京都地域防災計画（震災編）が修正された。

■参照（別冊「資料編」）  
資料震1.3.2 首都直下地震等対処要領

○ 区の対応

- 区は、東日本大震災での区内の対応や被災地支援を振り返り、区地域防災計画（平成21年度修正）の課題と解決の方向性を検討し、「板橋区地域防災計画（震災編）の課題及び解決の方向性について」（平成24年3月29日板橋区防災会議）を公表した。
- 区防災会議は、区の「板橋区地域防災計画（震災編）の課題及び解決の方向性について」を踏まえ、具体的な取組として計画に反映するとともに、東京都地域防災計画（平成24年度修正）との整合も図り、板橋区地域防災計画（平成24年度修正）を策定した。
- 区防災会議は、東京都地域防災計画（平成26年度修正）との整合を図り、板橋区地域防災計画（平成27年度修正）を策定した。

第1部
第2部 第1章
第2部 第2章
第2部 第3章
第2部 第4章
第2部 第5章
第2部 第6章
第2部 第7章
第2部 第8章
第2部 第9章
第2部 第10章
第2部 第11章
第2部 第12章
第2部 第13章
第3部
第4部

第2節 対策の視点

- 1 平成24年4月に都が公表した被害想定では、強い揺れや火災によって、重大な人的被害が発生すると想定されている。
  - ・ 都全体の人的被害が最大となるのは、東京湾北部地震で、死者が約9,700人、避難者が約339万人、帰宅困難者が517万人発生すると見込まれている。
  - ・ 区民のくらしと都市機能を支える住宅やライフライン等にも大きな被害が発生すると想定されており、建築物の全壊棟数は約30万棟、ライフライン被害としては、断水率約35%、停電率約18%などといった被害が都全体で想定されている。
- 2 こうした被害を抑制し、区民の生命、身体及び財産を保護するとともに、地域の機能を維持するため、以下の3つの視点の下、対策を推進していく。

＜視点1＞ 自助・共助・公助を束ねた地震に強いまちづくり

防災対策は、家具の転倒・落下・移動防止や避難経路の確認といった身近なソフト対策から、道路ネットワークの整備や都市の再開発といった大規模なハード対策まで、多岐にわたる。

また、板橋区は、商業地域、木造住宅密集地域、高層建築物が集中する地域等とそれぞれ異なった地域特性を有しており、それぞれの地域ごとに異なった災害のリスクを抱えている。

防災対策を確実に進め、各地域が直面するリスクを低減するため、自助・共助・公助の力を束ねて、地震に強いまちづくりを推進していく。

(主な取組)

- 都内全域に共通する対策
  - ・ 防災隣組など自助・共助の推進（第2章）
  - ・ 防災教育・防災訓練の充実の充実（第2章）
  - ・ 道路等の都市基盤の防災性の向上（第3章・第4章）
  - ・ エネルギー・ライフラインの確保（第4章） など
- 地域特有の災害リスクを低減する対策
  - ・ 木造住宅密集地域における対策（第3章）
  - ・ 急傾斜地における土砂災害対策（第3章）
  - ・ 長周期地震動への備えなど高層ビル、高層マンションにおける対策（第3章）
  - ・ 津波・高潮発生地域に出向く区民に対する津波・高潮対策（第5章） など



第1部
第2部
第1章
第2部
第2章
第2部
第3章
第2部
第4章
第2部
第5章
第2部
第6章
第2部
第7章
第2部
第8章
第2部
第9章
第2部
第10章
第2部
第11章
第2部
第12章
第2部
第13章
第3部
第4部

**＜視点2＞ 区民の命と地域の機能を守る危機管理の体制づくり**

大規模な災害の発生時に、一人でも多くの命を救うためには、板橋区が、国や東京都はもとより、関係機関、応援自治体や他地域からの応援部隊と一体となって、発災後のオペレーションを円滑に実施する必要がある。

とりわけ、発災直後の救出・救助活動において重要な役割を担う自衛隊や警察、消防といった部隊との緊密な連携は欠かせないうえ、東京都と連携した災害医療体制の中で救命に努めることが必要である。

こうした広域的な連携も含めて、迅速かつ的確な災害対応を図るため、強固な危機管理体制を構築していく。

**（主な取組）**

- ・ 広域連携等による板橋区の危機管理体制の強化（第6章）
- ・ 情報通信の確保（第7章）
- ・ 災害医療コーディネーターの設置など医療機能の確保（第8章）
- ・ 帰宅困難者対策の推進（第9章）
- ・ 避難行動要支援者への対応（第10章） など

**＜視点3＞ 被災者の生活を支え、板橋区を早期に再生する仕組みづくり**

発災直後の揺れや火災などの被害から命を守った後は、それをしっかりつないで、早期に生活再建へと結び付け、震災前の生活や都市の活動を取り戻すことが重要である。

そのためには、避難所の安全化や生活物資の供給など発災直後の被害から当面の暮らしを守る対策や、被災証明手続及び応急仮設住宅への入居を迅速化するなど被災者の生活再建のための対策を進める必要がある。

こうした手立てを着実に講じ、被災者の生活を支え、板橋区を早期に再生する仕組みづくりを進めていく。

**（主な取組）**

- ・ 避難所の安全化などの避難者対策の推進（第10章）
- ・ 安定的な物資の供給など物流・備蓄・輸送対策（第11章）、放射性物質対策（第12章）
- ・ 被災者の生活再建の早期化（第13章）
- ・ 都市復興、生活復興計画の充実（第3部） など

### 第3節 計画の全体像

- 本計画では、第1部で総則、第2部で予防・応急・復旧対策、第3部で復興対策を定めている。
- 個別施策に関しては、地震前の行動「予防対策」、地震直後の行動「応急対策」、地震後の行動「復旧対策」の3つのスキームに分けて記載した。
- 本計画の全体像は、次ページのとおりである。

第2部  
第1章

第2部  
第2章

第2部  
第3章

第2部  
第4章

第2部  
第5章

第2部  
第6章

第2部  
第7章

第2部  
第8章

第2部  
第9章

第2部  
第10章

第2部  
第11章

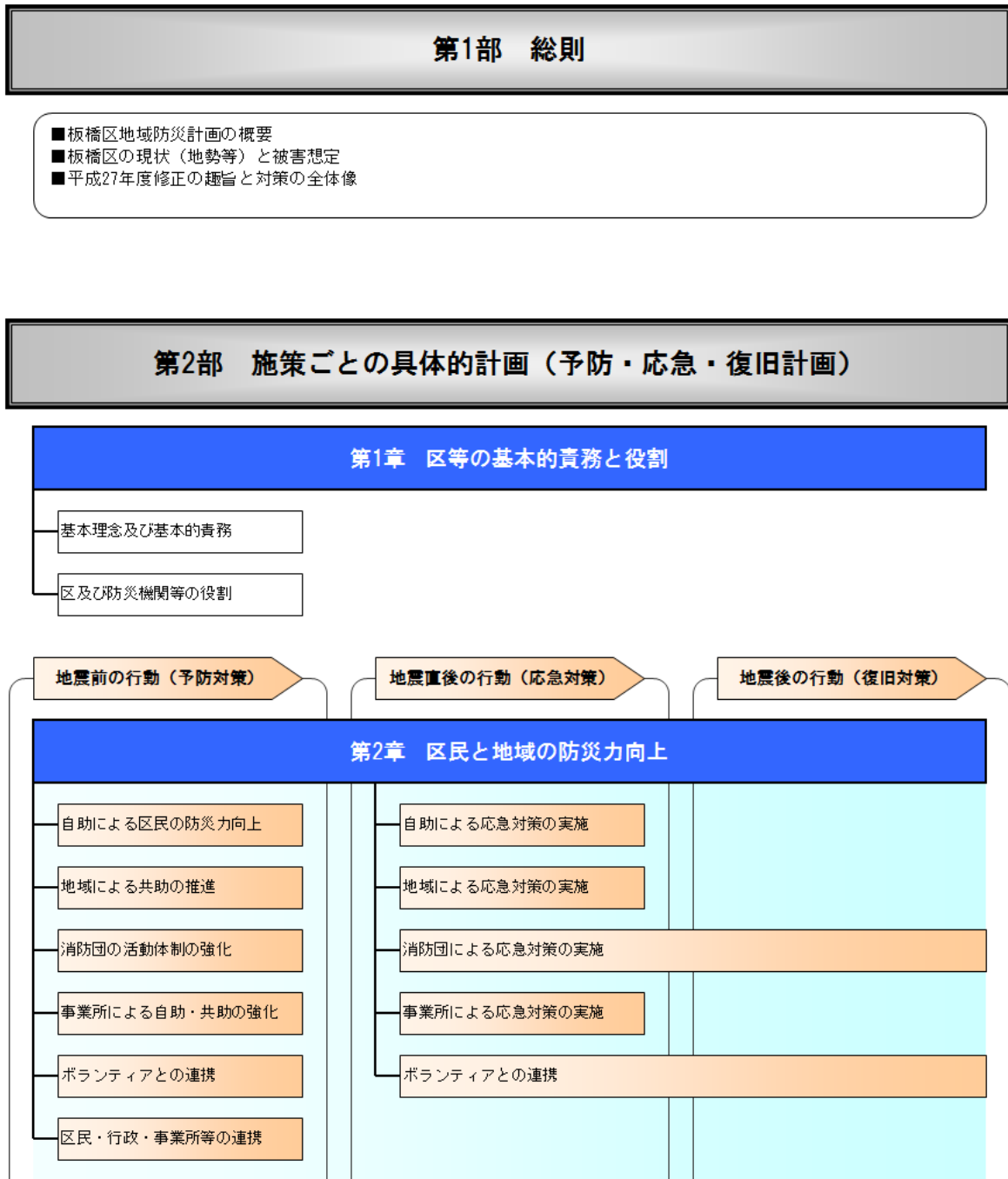
第2部  
第12章

第2部  
第13章

第3部

第4部

【個別施策と各フェーズの体系整理図】



第1部
第2部
第1章
第2部
第2章
第2部
第3章
第2部
第4章
第2部
第5章
第2部
第6章
第2部
第7章
第2部
第8章
第2部
第9章
第2部
第10章
第2部
第11章
第2部
第12章
第2部
第13章
第3部
第4部

第1部

第2部  
第1章

第2部  
第2章

第2部  
第3章

第2部  
第4章

第2部  
第5章

第2部  
第6章

第2部  
第7章

第2部  
第8章

第2部  
第9章

第2部  
第10章

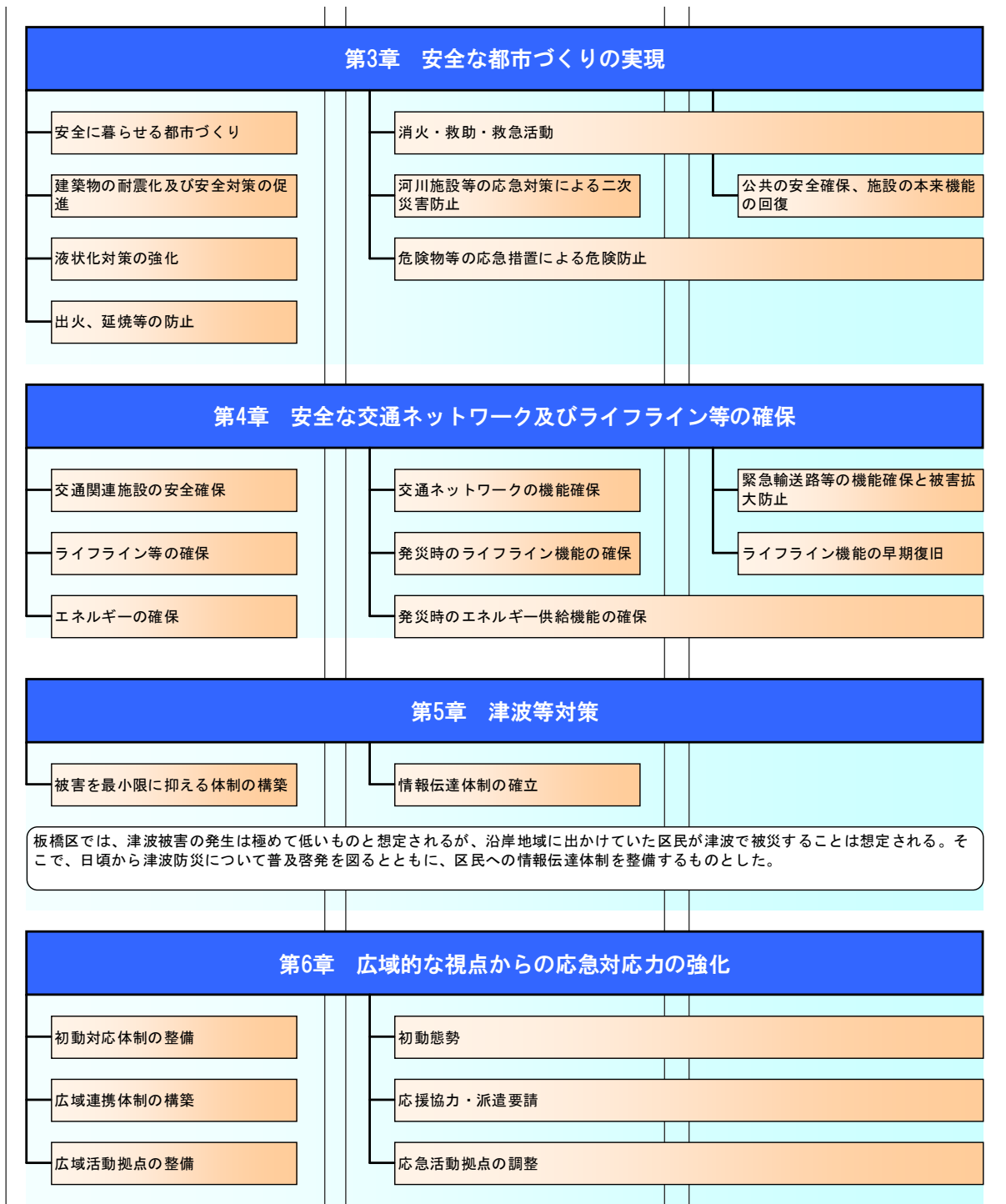
第2部  
第11章

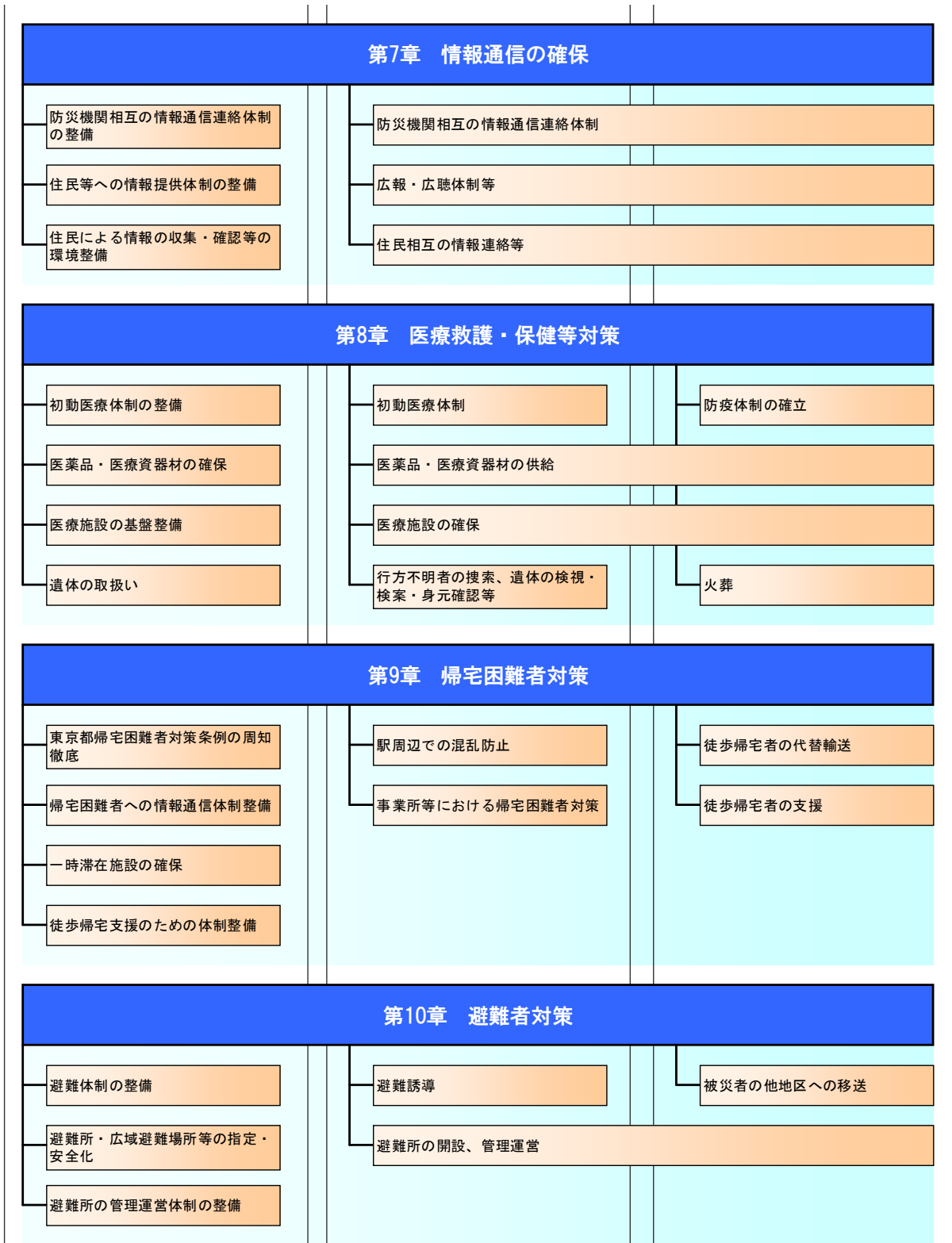
第2部  
第12章

第2部  
第13章

第3部

第4部





第1部
第2部 第1章
第2部 第2章
第2部 第3章
第2部 第4章
第2部 第5章
第2部 第6章
第2部 第7章
第2部 第8章
第2部 第9章
第2部 第10章
第2部 第11章
第2部 第12章
第2部 第13章
第3部
第4部

第1部

第2部  
第1章

第2部  
第2章

第2部  
第3章

第2部  
第4章

第2部  
第5章

第2部  
第6章

第2部  
第7章

第2部  
第8章

第2部  
第9章

第2部  
第10章

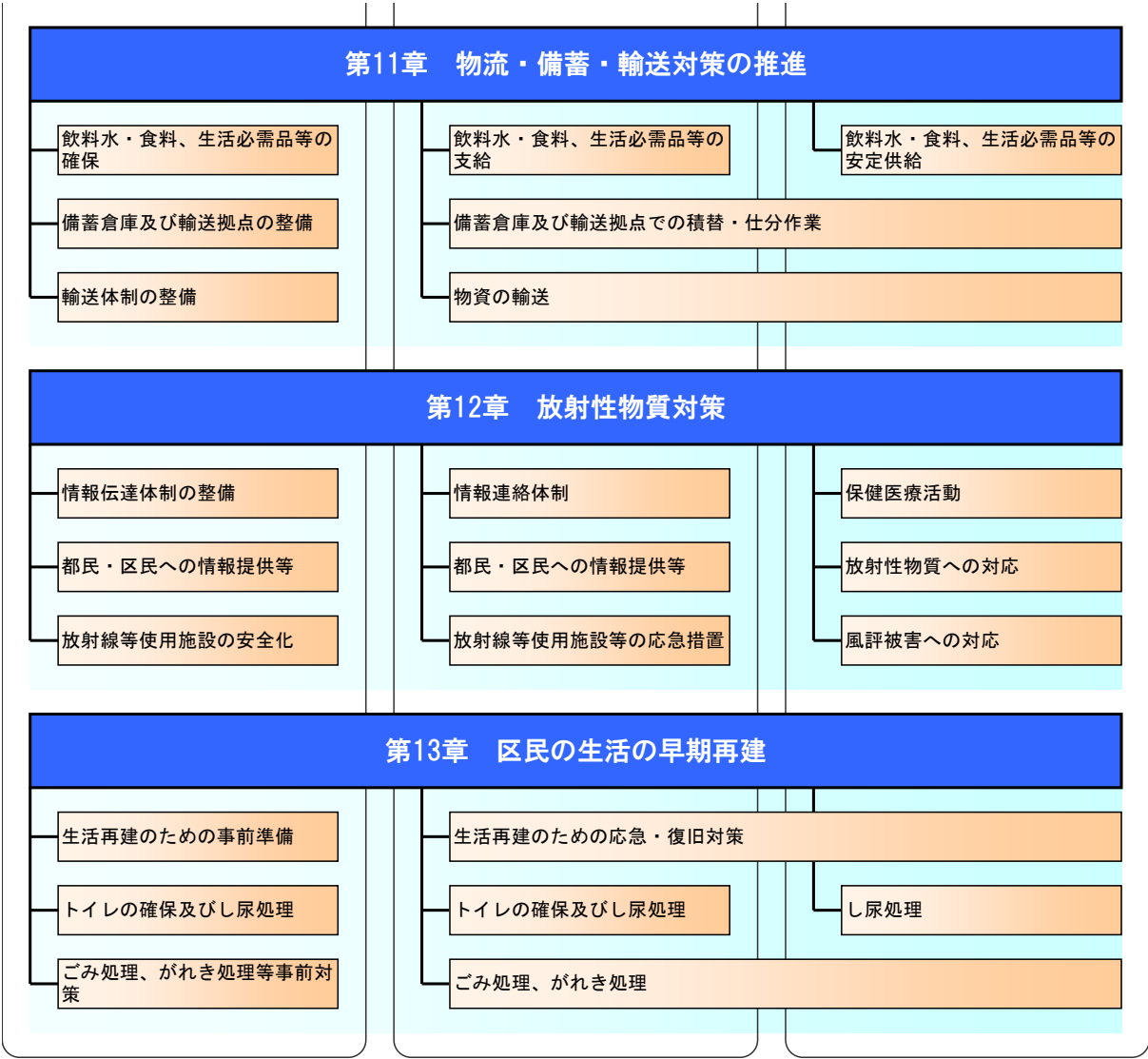
第2部  
第11章

第2部  
第12章

第2部  
第13章

第3部

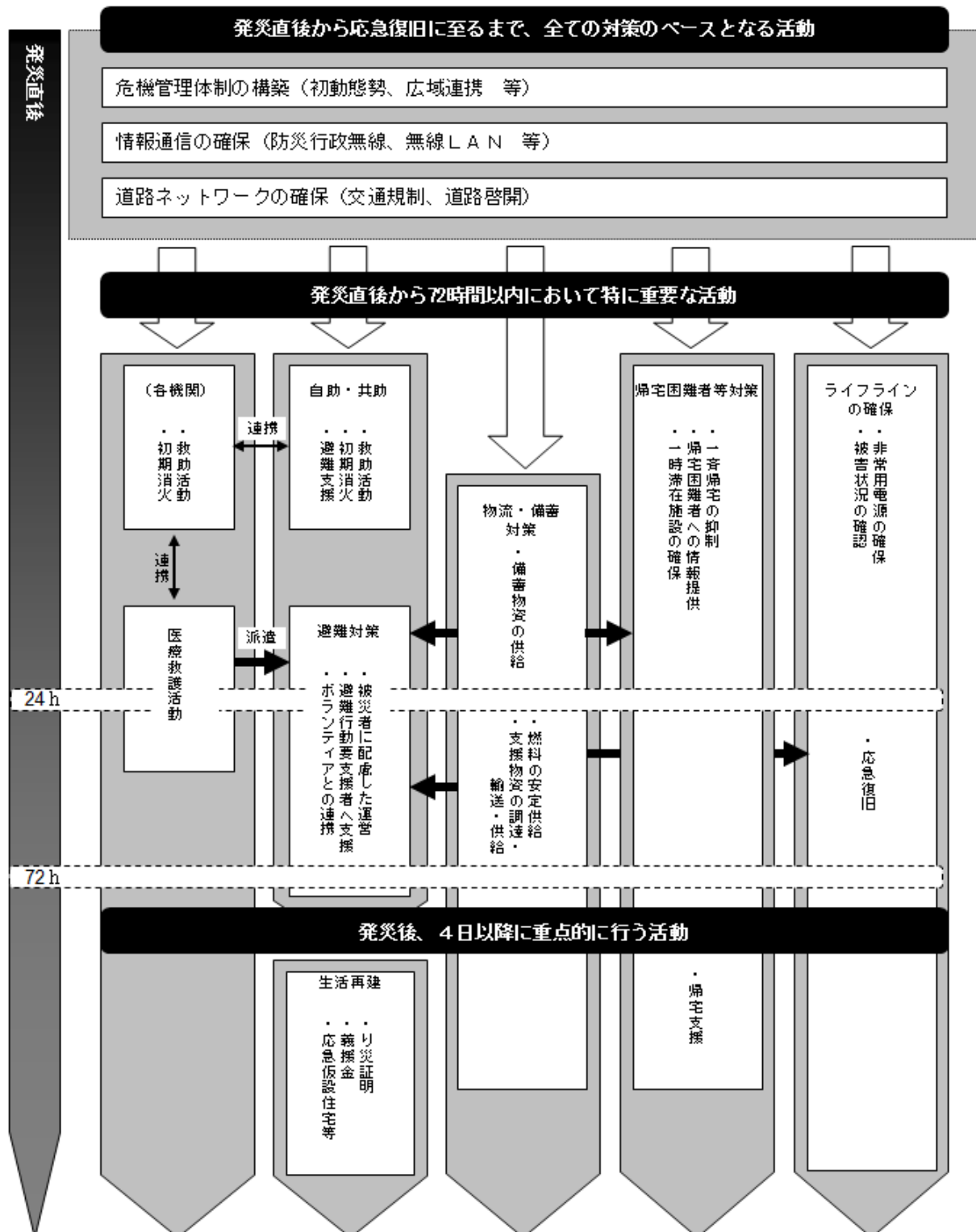
第4部



**第3部 災害復興計画**

- 災害復旧・復興の基本的考え方
- 板橋区震災復興本部
- 復旧対策（り災証明、がれき処理、学校教育、地域支援など）
- 復興対策（復興計画の策定、財政方針の策定、都市の復興、住宅の復興、生活の復興、産業の復興）

第4節 施策相互の連携関連イメージ図



第1部

第2部 第1章

第2部 第2章

第2部 第3章

第2部 第4章

第2部 第5章

第2部 第6章

第2部 第7章

第2部 第8章

第2部 第9章

第2部 第10章

第2部 第11章

第2部 第12章

第2部 第13章

第3部

第4部

第2部各章の施策は、密接に関連しており、特に発災後は、各施策を実施する主体が相互に連携を図りながら、応急対応を実施することが求められる。

本節では、各施策の関係について、「(1)発災直後から応急・復旧に至るまで、全ての対策のベースとなる活動」、「(2)発災直後からの72時間以内において特に重要な活動」、「(3)発災後、4日目以降に重点的に行う活動」の3つに分類し、それぞれの相関のイメージを示した。

1 発災直後から応急・復旧に至るまで、全ての対策のベースとなる活動

(危機管理体制、情報通信、道路ネットワーク)

- 発災後のあらゆる局面において的確な応急活動を展開する上で、初動態勢の確保や各機関との広域連携など、危機管理体制を構築することが不可欠である。
- 関係機関が連携して対応するためには、各機関が被害状況、応急対応状況及び被災者のニーズに関する情報を共有できるよう、防災行政無線等の情報通信を確保する必要がある。
- 救出救助活動や消火活動、物資の供給などは、主に車両を使って実施することから、機動的に活動を展開するためには、交通規制や道路障害物除去などにより、ネットワークを確保することが重要である。

2 発災直後から72時間以内において特に重要な活動

(救出救助、消火、医療救護、避難、物流・備蓄、帰宅困難者対策、ライフライン)

- 救出救助活動や消火活動については、自衛隊、警察、消防などの防災機関による活動と、近隣住民同士の共助による活動が連携を図ることで大きな効果を発揮する。
- こうした救助活動等によって助けられた被災者に対し、医療機関等において適切な医療を提供することで、一人でも多くの命を救うことができる。
- 避難所に対しては、生活を支えるために必要な物資を供給するとともに、ボランティアによる支援を円滑に受け入れる必要がある。
- 避難所、在宅を問わず避難行動要支援者への支援を十分に行う必要がある。
- 帰宅困難者の一斉帰宅の抑制は、迅速な救出救助活動の展開のためにも不可欠であり、一時滞在のための物資の供給は、帰宅困難者に対しても、円滑に行われなければならない。区施設利用者等についても近隣利用者以外については帰宅抑制及び一時滞在のための物資の供給を行う必要がある。
- こうした活動のための非常用電源等によるライフラインの確保や、そのための燃料の安定供給も重要な取組である。



3 発災後、4日目以降に重点的に行う活動

(生活再建、帰宅支援)

- 避難所の安定的運営
- 医療、保健、福祉支援の継続
- 健康相談、心のケア
- 被災地域の状況把握
- 生活再建支援
- 施設等の復旧

第1部

第2部  
第1章

第2部  
第2章

第2部  
第3章

第2部  
第4章

第2部  
第5章

第2部  
第6章

第2部  
第7章

第2部  
第8章

第2部  
第9章

第2部  
第10章

第2部  
第11章

第2部  
第12章

第2部  
第13章

第3部

第4部

## 第4章 被害軽減と都市再生に向けた目標（減災目標）

- 都は、平成19年の地域防災計画修正の際に、地震防災対策特別措置法に基づく「地震災害の軽減を図るための地震防災対策の実施に関する目標」を、減災目標として定め、対策を推進してきた。
- 区は、都が定めた減災目標を踏まえ、区の減災目標を定め、対策を推進してきた。
- しかしながら、災害対策を推進する目的には、災害による人的・物的被害を軽減することのみにとどまらず、区民生活や都市の活動を早期に復旧・復興させることも含まれている。
- このため、都は、そうした趣旨を明らかにする観点から、減災目標の名称を「被害軽減と都市再生に向けた目標（減災目標）」へと改めた上で、次の3つの視点のもと、目標を定めた。
  - （視点1）自助・共助・公助を束ねた地震に強いまちづくり
  - （視点2）区民の命と首都機能を守る危機管理の体制づくり
  - （視点3）被害者の生活を支え、東京を早期に再生する仕組みづくり
- 都は、この目標を平成24年11月以降、10年以内に達成するため、次の方針で対策を推進することとしている。
  - ・ 都の応急対応力の強化など速やかな対応が必要な対策については、可能な限り早期に達成する。
  - ・ 都は、目標達成に向けて、国、区市町村、事業者、都民と協力して対策を推進していく。
- 区は、目標達成に向けて、都、関係機関、区民、事業者等と協力し、対策を推進していく。ただし、避難所、備蓄、医療救護、避難行動要支援者対策、液状化対策など、速やかな対応が必要な対策については、可能な限り早期に達成する。

目標1

- (1) 死者を約 50 人減少させる。
- (2) 避難者を約 32,000 人減少させる。
- (3) 建築物の全壊・焼失棟数を約 1,600 棟減少させる。

- 東京湾北部地震（冬の夕方 18 時、風速 8 m/秒）のケースで、揺れや火災による死者を約 50 人、避難者を約 32,000 人、倒壊や焼失による建築物の全壊棟数（約 2,400 棟）を約 1,600 万棟、それぞれ減少させる。
- 減災効果の内訳

対策／項目	死者数	避難者数	全壊・焼失棟数
建築物の耐震化	約 31 人減	約 22,214 人減	約 661 棟減
建築物の不燃化・耐震化、延焼遮断帯の整備等	約 16 人減	約 7,903 人減	約 741 棟減
住民防災組織や消防団の初期消火力の強化	約 4 人減	約 1,709 人減	約 177 棟減
合計	約 50 人減	約 31,827 人減	約 1,580 棟減

※小数点以下の四捨五入により合計は合わないことがある。

<目標を達成するための主な対策>

■ 死者・避難者・建築物被害の減

- ・ 住宅の耐震化率を令和 2 年度末までに 95%、令和 7 年度末までに耐震性が不十分な住宅をおおむね解消する。
- ・ 市街地の不燃化の推進
- ・ 住民防災組織の活性化
- ・ 消防団活動体制の充実により、災害活動力を向上

など

## 目標2

- (1) 地域の機能を支える機関（区役所、病院等）の機能停止を回避する。
- (2) 企業等の備蓄や一時滞在施設の確保により、帰宅困難者約 11 万人の安全を確保する。

- 地域の機能を支える区役所等の行政機関や、病院などの関係機関について、発災後も、その機能を確実に発揮できるようにする。
- 帰宅困難者約 11 万人について、企業による備蓄を推進し一斉帰宅を抑制するとともに、一時滞在施設の確保などを進めることで、全ての帰宅困難者の安全を確保する。

### <目標を達成するための主な対策>

#### ■ 中枢機関の機能維持

- ・ 上水道においては、浄水場等の耐震化を推進するとともに、管路について、医療機関や首都中枢機関等への供給ルートの耐震継手化を令和元年度までに 100%完了する。
- ・ 水再生センター等の耐震化を推進するとともに、避難所や災害拠点病院などの施設から排水を受け入れる下水道管の耐震化を平成 25 年度に 100%完了する。
- ・ 東京都地域災害医療コーディネーターと連携した板橋区災害医療コーディネーターを中心に最適な医療資源の配分を行う。
- ・ 医療救護所などで医薬品等が不足した場合に対応できるよう、薬剤師会や卸売販売業者と連携した供給体制を構築する。
- ・ 災害時に医療機能の維持が特に必要な病院については、災害時にも水や非常用発電に必要な燃料を確保するため、都や協定締結団体等と連携した供給体制を確立する。

など

#### ■ 帰宅困難者の安全確保

- ・ 東京都帰宅困難者対策条例に基づき、都内の事業所は、従業員等の施設内待機のための計画を策定し、従業員等への周知や3日分の備蓄の確保などに取り組む。
- ・ 板橋区では、東京都や関係機関と連携するとともに、企業や学校などに所属していない行き場の無い帰宅困難者を待機させるため、一時滞在施設を確保する。併せて、混乱収拾後に徒歩帰宅する帰宅困難者を支援するため、災害時帰宅支援ステーションの活用を図る。
- ・ 徒歩帰宅が困難な避難行動要支援者のために、東京都等関係機関と連携してバスや船舶などの代替輸送手段を確保する。

など

第1部
第2部
第1章
第2部
第2章
第2部
第3章
第2部
第4章
第2部
第5章
第2部
第6章
第2部
第7章
第2部
第8章
第2部
第9章
第2部
第10章
第2部
第11章
第2部
第12章
第2部
第13章
第3部
第4部

### 目標3

- (1) ライフラインを60日以内に95%以上回復する。
- (2) 避難所の環境整備などにより被災者の当面の生活を支えるとともに、ライフラインの回復とあわせて、応急仮設住宅への入居などを進め、早期に被災者の生活再建の道筋をつける。

- 都民の暮らしを支えるライフラインについて、被災者の生活と首都東京の機能を早期に回復する観点から、都はライフラインの復旧目標を設定する。
- 具体的には、被災から60日以内に全てのライフラインの機能を95%以上回復させることを目標とする。
- 各ライフライン事業者は、耐震化等を進めるとともに、被災後の復旧体制を整備し、首都直下地震等の発災時には、復旧目標や現実の被災状況等を踏まえて、早期の機能回復に努めるものとする。
  - ・ 電力……………7日
  - ・ 通信……………14日
  - ・ ガス……………60日
  - ・ 上水道……………30日
  - ・ 下水道……………30日
- 避難所の環境整備などにより被災者の当面の生活を支えるとともに、ライフラインの回復と併せて、自宅の修繕を促したり、公的住宅、民間賃貸住宅や応急仮設住宅への入居などを進め、早期に被災者の生活再建の道筋をつける。

#### <目標を達成するための主な対策>

##### ■ ライフラインの回復

- ・ 上水道においては、浄水場等の耐震化を推進するとともに、管路について、医療機関や首都中枢機関等への供給ルートの耐震継手化を令和元年度までに100%完了する。
- ・ 水再生センター等の耐震化を推進するとともに、下水道管の耐震化の対象を避難所や災害拠点病院などに加え、ターミナル駅や災害復旧拠点などに拡大し、平成31年度までに概ね完了する。

など

##### ■ 生活再建の早期化

- ・ 都が作成する災害に係る住家被害認定等に関するガイドラインを活用するとともに、り災証明に係るシステムを導入し、り災証明を速やかに発行できる体制を構築する。
- ・ 義援金を迅速に配分できる体制を構築し、震災後の被災者の生活再建を総合的に支援する。
- ・ 都は、被害状況に応じて都営住宅等の公的住宅の活用、民間賃貸住宅の借上げ、仮設住宅の建設及び応急修理の実施により効率的に応急的な住宅の確保を支援することから、都と連携を図る。

など

